相続資金専用定期預金

２０２５年４月１日現在

１．商品名（愛称）	相続資金専用定期預金
２．取扱期間	・　２０２５年４月１日～２０２５年９月３０日 ＊但し、取扱期間中であっても取扱額に達し次第、取扱いを終了します。
３．販売額	・　２５億円
４．販売対象	・　過去１年以内に相続手続きを行い、相続により取得された当金庫の預金や他行預金のご資金をお預けいただける個人の方（相続により取得された不動産や株式等の換金代金もお預け入れいただけます。）
５．預金の種類	・　スーパー定期　定型方式６カ月（単利） ・　自動継続扱い（元金継続、元利金継続） お預け入れ時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
６．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・　一括預入 ・　１０万円以上 相続手続きにより取得した金額をお一人様の上限金額とします。 複数口に分けて契約可 ご契約店舗は１店舗に限ります。 ・　１円単位
７．払戻方法	・　満期日以後に一括して払い戻しいたします。
８．利息 （１）適用金利 （２）利払方法 （３）計算方法	 ・　固定金利 ６カ月　　基準金利＋上乗せ金利（年０．５０％［税引後 年０．３９８％］） ＊　基準金利…契約日のスーパー定期３００万円未満（６カ月）の店頭表示金利とします。 ・　上記上乗せ金利は当初預入期間のみの適用となります。 ・　自動継続後は、スーパー定期となり、適用金利は預入期間・金額に応じた自動継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・　元金とお利息を、一括してお支払いします。 ＊上記項目「払戻方法」をご参照ください。 ・　付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
９．税金	・　２０．３１５％の源泉分離課税（国税１５．３１５％、地方税５％） ＊ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 注）２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（０．３１５％）」が付加課税されます。
10．手数料	―――
11．付加できる特約事項	―――
12．中途解約時のお取扱い	・　満期日前に解約する場合は、巻末「お預入期間と契約期間に応じた期限前解約利率表」のお預入れ期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いいたします。
13．金利情報の入手方法	・　金利は店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会ください
14．預金保険	・　預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで（決済用預金を除きます）とその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります）
15．その他参考となる事項	・　「預金担保」および「総合口座」のお取扱いはできません。 ・　本商品のご契約は、店舗のみとなります。インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレホンバンキング又はＡＴＭでのご契約はできません。

さわやか信用金庫

16．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（９時～１７時、フリーダイヤル：０１２０-３０８-７７０、電話：０３-３７４２-０６２１）にお申し出ください。
	紛争解決措置：東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―がございます。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
17．お預入に必要なもの	＜当金庫で相続手続された方＞ １．本人確認書類 ２．お届印
	＜他の金融機関で相続手続をされた方＞ １．本人確認書類 ２．お届印 ３．金融機関に提出した相続依頼書の写し ４．遺産分割協議書の写し ５．戸籍謄本（または改正原戸籍謄本） 被相続人名義の解約済み通帳の写し、または計算書の写し ６．遺言書（公正証書遺言）または遺言書（自筆証書遺言で検認済みのもの） 被相続人名義の解約済み通帳の写し、または計算書の写し ＊他の金融機関で相続手続をされた方は上記１、２および３～６のいずれかの書類が必要となります。 ＊相続により取得された資金の原資（不動産・株式等の換金）によっては、上記以外の 確認書類が必要となる場合があります。

お預入期間と契約期間に応じた期限前解約利率表

契約期間 お預入入れ期間	〔定型方式〕 ６カ月
６か月未満	解約日の普通預金利率

（注）①いずれの場合も小数点第４位以下は切捨てとなります。
②普通預金利率を下回る場合もあります。